

6月1日から7日は水道週間です

～第59回水道週間スローガン～

「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」

水道週間は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展を目的として、全国で毎年実施しています。

市では、良質で安全な水道水を供給するため、定期的な水質検査や老朽化した配水管の更新などを行っています。

今後も水道水の安定供給に努めていきますので、皆さんもこの機会に、水の使用について見直してみましよう。

◆水は限りある資源です。大切に使いましよう。

- ・歯磨きのときなど蛇口はこまめに閉めましよう
- ・洗濯はまとめ洗いをしましよう
- ・お風呂の残り湯は洗濯などに再利用しましよう
- ・水洗トイレは、大小用途によって使い分けしましよう
- ・食器を洗うときはため洗いをしましよう
- ・油污れは紙などで拭き取ってから洗いましよう
- ・漏水防止のためメーター器はこまめにチェックしましよう

問 水道課総務G ☎52-0427

下水道への接続のお願い

下水道(公共下水道、農業集落排水処理施設)が整備されると、清潔で快適な水洗トイレが使用できるようになります。また家庭からの生活排水がそれぞれの施設で処理され、きれいな水となって河川等に流されるため、悪臭や害虫の発生もなくなり清潔で住みよい環境になります。

しかし下水道が整備されても皆さんが有効に活用しなければ、せっかくの施設も十分な効果を発揮することができません。下水道に接続をしていない世帯は、一日も早い接続をお願いします。

なお接続工事は、常陸大宮市排水設備指定工事店へ直接お申し込みください(排水設備指定工事店がわからない場合は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください)。

問 下水道課下水道G ☎52-7250

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、定期的な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が必要であり、法律により実施が義務付けられています。浄化槽を正しく使うためにも、皆さんのご協力をお願いします。

1. 保守点検

- 実施機関 県に登録している保守点検業者
- 実施回数 年3～4回
※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
浄化槽内の機器(送風機など)の点検調査や消毒剤の定期的な補充を行います。
- 内 容

2. 清掃

- 実施機関 市町村の許可を受けた清掃業者
- 実施回数 年に1回以上
※全ばっ気方式は6か月に1回以上
浄化槽に溜まった汚泥などを抜き取ります。
- 内 容

3. 法定検査

- 実施機関 公益社団法人茨城県水質保全協会(県指定検査機関)
- 実施回数 毎年1回
※初回検査は使用開始から3～5か月以内
- 内 容 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか外観・水質・書類を検査します。

問 下水道課下水道G ☎52-7250

茨城県県北県民センター環境・保安課
☎0294-80-3355

申込【法定検査の申込先】

公益社団法人茨城県水質保全協会検査部
☎029-291-4004

下水道使用人数に変更があるときは各種届出をお願いします

下水道に加入している世帯で井戸水を使用している方・市で設置した戸別浄化槽(毎月の使用料がかかっているもの)を使用している方は、世帯人数により下水道料金が変わります。出生・死亡・転出・転入等により、世帯人数が変わる場合には、届出を提出してください。

届出用紙は、水道お客さまセンター及び各支所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

問 水道お客さまセンター ☎52-0427

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

<記号の見方>

問：問い合わせ先 申込：申し込み先 本庁：常陸大宮市役所 山支：山方支所 美支：美和支所 緒支：緒川支所

御支：御前山支所 教委：市教育委員会 教山：山方分室 教美：美和分室 教緒：緒川分室 教御：御前山分室

かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) 社協：社会福祉協議会 G：グループ